

1. 件名：第11回検査制度に関する意見交換会合に係るフォローアップ面談

2. 日時：令和5年3月23日（木） 13:00～15:00

3. 場所：原子力規制庁 2F 会議室及びオンライン会議

4. 出席者

原子力規制庁

検査監督総括課 渡邊課長補佐、山田係長

検査評価室 米林上席検査監視官、笠川室長補佐

核燃料施設等監視部門 奥山主任監視指導官

原子力エネルギー協議会 部長 他1名

（以下、オンライン会議システムによる出席）

原子力エネルギー協議会 副長1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ チーム
リーダー 他4名

関西電力株式会社 原子力事業本部 マネジャー 他3名

中部電力株式会社 本店 原子力部 運営グループ 他2名

5. 要旨

- (1) 令和5年3月13日に開催した第11回検査制度に関する意見交換会合にて、原子力規制庁が提示した資料3-1 「令和4年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイドの改正案」（配布資料 資料1）に対して事業者が提出した資料3-2 別紙1 「検査ガイドに対するコメント」（配布資料 資料2）のうち、公開会合の中で議論しきれなかった記載の適正化や意図の確認に関する内容について、確認を行う面談を実施した。
- (2) 原子力規制庁から、配布資料2のコメント（以下「コメント」という。）において、検査ガイドの記載の適正化に係る部分については規制庁内で検討した上で、必要に応じて検査ガイドの改訂に反映する旨回答した。この他のコメントに対して、主に以下のとおり回答した。

1) 「火災防護に関する重要度評価ガイド附属書5」について

- コメント No. 15 : 1.4.1-B の質問は、いただいたコメントのとおり、「一つの火災区画または区域のみで収まる」ことを意図したものである。
- コメント No. 16 : 1.4.4-D の質問は防火扉に関わる内容であり 1.4.4-E 以降の複数の火災区画の質問とは別の内容であるが、そのまま読み進めれば良い。
- コメント No. 19 : 1.4.5-A の質問を、現場で火気を使用する作業の火災監視に使用しない可搬型消火設備であることが分かるように記載の表現を変更したい。
- コメント No. 20 : 1.4.5-B の質問「火災発生前の火災防護計画に関連するか」は、実際に火災が発生していない場合における火災防護計画の不備に関する指摘を意味するものである。この質問で YES となれば緑に分類する。
- コメント No. 23 : 4.3 火災に関する事象のフェーズ2 評価（定量評価）の（1）において、「火災の発生の可能性が大きい原因」は、火災の可能性を増加させる劣化という認識でよい。
- コメント No. 24 : 「事業者が実施する詳細な火災伝播コードに使用するコード等」の「等」は FDS に限定せず、それ以外であっても妥当性の説明を前提として利用を妨げるものではない。
- コメント No. 26 : 図2 火災の発生原因及び痕跡を現場で発見した場合の評価フローの記載のある Δ CDF は、条件付き炉心損傷確率である CCDP に継続日数を乗じたものであり、継続日数は考慮されている。
- コメント No. 28 : 火災の感知設備又は火災の影響軽減設備の劣化を発見した場合の評価フローでの起因事象の発生を仮定することについて、起因事象の発生頻度を 1 と仮定しないようにするためには、事業者において国内プラントにおける機器の火災発生頻度のデータベースを整理する必要があると考える。
- コメント No. 29 : 図2 火災の発生原因及び痕跡を現場で発見した場合の評価フローの*3において、感知、影響軽減の劣化を判定する場合は条件付き確率である CCDP で評価しないことで問題ない。
- コメント No. 37 : 添付3 劣化評価指針において、国内プラントの火災 PRA の知見を踏まえ事業者からの数値例の提案があれば検討してもよい。

2) 「メンテナンスの際のリスク評価に関する重要度評価ガイド附属書8」について

- ・コメント No. 39 : 「メンテナンスの際のリスク評価に関する重要度評価ガイド附属書 8」は元々NRC のガイドの内容を和訳したものであるため、オンラインメンテナンスを考慮した記載であり、単にガイドを整備したという位置付けである。日本におけるオンラインメンテナンスの扱いは別途、議論がなされるものと思われる。
- ・コメント No. 65 : 「添付 用語の定義」の2で示した「炉心損傷頻度の増加分 (ICDF)」において、削除した内容を元に戻すことを検討する。
- ・コメント No. 68 : 「添付 用語の定義」の2で示した「格納容器破損頻度の増加分 (ICFF)」において、記載をレベル 1.5 に変更することを検討する。

3) 基本検査ガイド「放射性固体廃棄物等の管理」について

- ・コメント No. 79 : 5. 2 (5) に記載のある産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は、あくまで一つの例であることがわかるように修正することを検討する。

(3) 原子力エネルギー協議会から配布資料 資料3 「フォローアップ面談 軽微事例集に対する提言」について説明があった。これに対し原子力規制庁は、公開会合で議論したとおり、引き続き検査制度に関する意見交換会合の場で継続的に議論することは可能であると回答した。

6. 配布資料

資料1 : 令和4年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイドの改正案 (<https://www.nra.go.jp/data/000423018.pdf>)

資料2 : 第11回検査制度に関する意見交換会合 検査ガイド類改訂案に対するコメント

(https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kiseikensa_koukai/350000052.html)

資料3 : フォローアップ面談 軽微事例集に対する提言